

お知らせ いがまち人権パネル展

【とき】

11月8日(月)～19日(金)

午前9時～午後5時

※土・日曜日を除く。

【ところ】 いがまち人権センター

【展示内容】

「みんなの地球を大切にしよう
～リサイクル～」



今回は「リサイクル」を取り上げます。皆さんが使った物はどのようにして資源になり、どのような製

品に生まれ変わるのでしょくか。また、皆さんが日ごろできることは、どんなことでしょうか。人間は、さまざまな地球上の生物に支えられて生命を維持して、自然環境を保つていくことは、人間の快適な環境づくりにもなるのです。

差別のない社会をめざすためには、差別に対してひとりでも多くの方が、正しい知識をつけ、自分に何ができるかを考えていくことが必要ではないでしょうか。パネルを通じて人権とは、どのようなものか改めて考えていただきたいと思います。

【問い合わせ】

いがまち人権センター

☎ 45-4482 FAX 45-9130

お知らせ 差別をなくす強調月間

『人権フェスティバル』

児童・生徒の人権・同和問題学習が中心ですが、学校での取り組みを理解するいい機会ですので、共に学習を深めてはいかがでしょうか。

■**霊中のつどい・人権フェスティバル**

【とき】 11月18日(木)午前9時

【ところ】 霊峰中学校多目的 I

《講演》 「人権は世界の常識」

※手話通訳あり

《講師》 解放社会学研究所 所長

江嶋 修作さん

■**柘植中学校区人権フェスティバル**

【とき】 11月30日(火)午後2時

【ところ】 柘植中学校体育館

《パネルディスカッション》

「人権教育のこれからと、
柘植小・中学校の課題」

《講師》

宝塚大学教授 桂 正孝さん

大阪大学大学院教授 平沢 安政さん

■**部落問題を考えるいがまち3校6**

年生の集い・人権フェスティバル

【とき】 12月8日(水)午前9時30分

【ところ】 柘植小学校会議室

《講演》 「関係ないから関係あるへ」

※手話通訳あり

《講師》 徳島県同和地区青少年団

体連絡協議会「止場の会」事務局

大湾 昇さん

【問い合わせ】 伊賀支所住民福祉課

☎ 45-9108 FAX 45-9120

お知らせ 秋の全国火災予防運動を

実施します

【運動期間】

11月9日(火)～15日(月)

【全国统一防火標語】

「消したかな」
あなたを守る
合言葉

全国的に建物火災の大半を住宅火災が占めています。そのほとんどが皆さんのちょっとした気の緩みや不注意によって起きています。

特に市内では、この時期から冬場に向け、「こんろ・ストーブ」が原因の火災が多発しています。昨年は10件発生しました。

「ストーブの近くに燃えやすい物を置かない」、「火をつけたまま給油しない」ようにしましょう。



【問い合わせ】

消防本部予防課

☎ 24-9105 FAX 24-9111

■**伊賀市消防団からのお知らせ**

秋の火災予防運動期間中、火災予防の啓発として午後7時にサイレンを鳴らします。

【問い合わせ】

消防本部消防救急課

☎ 24-9115

FAX 24-9111



**聴診器
市民病院だより**



インフルエンザと手指消毒

臨床検査技師 松田 真澄



新型インフルエンザの世界的大流行により、感染を防御する上で手洗いが非常に重要なことは一般社会においても常識となりましたが、本格的な冬を前に、改めて手指消毒のポイントとタイミングについて考えてみたいと思います。

インフルエンザウイルスは直接吸い込む以外に、咳やくしゃみと一緒に飛び散ったウイルスが机・ドアノブ・つり革などさまざまな物に付着し、そういった場所を触った手で、目・鼻・口に無意識に触れることでウイルスが体内に侵入します。

インフルエンザウイルスは、一番外側にエンベロープという感染する上で重要な役目の膜を持っています。この膜はエタノールなどのアルコールによって簡単に壊され感染性を失います。また、石けんなどの界面活性剤は付着したウイルスを落としやすくすると考えられています。



通常は石けんと流水による手洗いを、石けんによる手洗いができない場合はアルコール系速乾性手指消毒剤を使用しましょう。ウイルスの汚染を強く疑う場合や感染をより確実に防ぎたい場合は、石けんによる手洗いの後、アルコール系手指消毒剤の使用が効果的です。

手洗いのタイミングは、帰宅時・外から職場に戻った時・飲食前・トイレの後、さらに、咳やくしゃみの後・鼻をかんだ後・マスクを外した後も重要です。

手洗い後はペーパータオルの使用をお勧めします。湿ったタオルは微生物の温床となるので、タオルを使用する場合はこまめに交換しましょう。また、水道のコックは汚染された手で触れるため、ウイルスが付着していると考えなければなりません。手洗い後はペーパータオルなどでコックを閉めるとよいでしょう。

イベント 第45回
青山ふるさと美術文化展覧会

【とき】
11月13日(土)～15日(月)
午前9時～午後5時
※15日のみ午後1時まで

【ところ】 青山ホール

【内容】
絵画・書・彫塑・写真・工芸・生活
工芸・生花などの展示

【問い合わせ】

青山公民館
☎ 52-1110 FAX 52-1211

募集 離乳食教室

【とき】 11月25日(木)
午後1時30分～3時30分

【ところ】

いがまち保健福祉センター

【内容】

講話「離乳食3回食を中心に」、
離乳食の調理と試食、栄養相談
※調理実習の際、先着5名まで託児
があります。(電話予約制)

【定員】 20人 ※先着順

【持ち物】 母子健康手帳、筆記用具、
エプロン、三角巾、手ふきタオル

【申込受付開始日】

11月11日(木) ※電話予約制

【申込先・問い合わせ】

伊賀支所住民福祉課
☎ 45-1015 FAX 45-1055

お知らせ 住宅用火災警報器・消火器の
訪問販売・点検にご注意を

最近、住宅用火災警報器の設置
が義務化されたことにより、訪問販
売などの悪質な業者によるトラブル
が発生しています。

ご存じの人も多いと思いますが、
個人宅を訪問して住宅用火災警報器
の販売や消火器の点検、薬剤の詰め
替えを行い、高額の料金を請求する
トラブルも多く発生しています。

被害を防ぐため、不要な訪問販売
に対しては、き然とした態度で、はっ
きりと断りましょう。

**※消防署では実際に個人宅を訪問し、
住宅用火災警報器および消火器の
あっせんや販売廃棄処分は行って
いません。また、特定業者に販売
の依頼をすることもありません。**

【問い合わせ】 消防本部予防課

☎ 24-9105 FAX 24-9111

イベント やまなみ文化祭

【とき】 11月14日(日)
午前9時40分～

【ところ】

ふるさと会館いが 大ホール

【内容】

やまなみ文化協会の15サークル
による歌・踊り・演奏など

【問い合わせ】 いがまち公民館

☎ 45-9122 FAX 45-9160

お知らせ 環境美化ボランティア活動の
減免による清掃ごみ受け入れ

自治会やNPO団体、事業所など
が実施する地域美化活動などから生
じる清掃ごみを受け付けています。

【対象物】

※伊賀北部地区のごみに限ります。

①燃えるもの(可燃ごみ、可燃性粗
大ごみ)

②資源ごみ(容器包装プラスチック、
紙・布類、びん類、金属類、ペッ
トボトル、アルミ缶、金属粗大ごみ)

③埋立てごみ(ガラス・せともの)
※種類別に透明または白色半透明の
袋に入れて持ち込んでください。

※減免申請により手続きされた公的事
業(グリーン作戦など)以外のごみ
や市で処理できないもの(分別ガイ
ドブック参照)は受け入れできません。

【搬入施設】 さくらリサイクルセンター
(治田 3547-13)

【事前手続き】 搬入予定日の2週間
前までに処理手数料減額(免除)申
請書を提出してください。

【申請書設置場所・提出先】

さくらリサイクルセンター・市民生活課・
各支所住民福祉課・各地区市民センター

【持込日時】 月～土曜日

午前9時～午後4時30分

※祝日・年末年始を除く。

【問い合わせ】 清掃事業課

☎ 20-1050 FAX 20-2575

さくらリサイクルセンター ☎ 20-9272

明日 に 向かって

～差別をなくしていくために～

誰もがまちの担い手に

—島ヶ原支所住民福祉課—

■このコラムは毎回いろいろなテーマで人権についてお話しています。

全国的に少子高齢化が進む現在、高齢化率は約23%、
伊賀市では26.6%、島ヶ原地域では37.9%と一段と顕
著にその傾向が表れています。

そんな中、全国的に独居老人の孤独死や高齢者の介護
疲れによって命を奪ってしまう事件などが、今、大きな
社会問題となっています。

原因の一つは、子どもと音信不通の高齢者世帯であっ
たり、普段から近所付き合いが希薄化し、地域コミュニ
ティが崩壊していることが考えられます。さらには、核
家族化が当たり前の社会で育った子どもたちがすでに中
高年世代になっていて、今後その人たちが高齢者になっ
ていけば、ますますこの状況が全国的に広がっていくこ
とが予測されます。

島ヶ原地域は坂道が多く、高齢者の中には、腰を曲げ
て歩いている人やシニアカーを運転する人もいて、「ど
うやって支所まで来てくれたんやろうか?ご家族はいる
のかな?」など気になります。また、地域でイベントを
計画する人も参加する人も高齢者という場面が目につき

ます。ただ、島ヶ原地域は、民生委員・社会福祉協議会・
自治会・住民自治協議会などの見守りを兼ねた活動があ
り、近所の付き合いも残っていることから、地域内での
擁護体制が機能しています。

しかし、「今後地域内での人間関係が薄れていけば、
やがてはこのコミュニティ機能が失われてしまうのでは
ないか」と危機感を持っています。これは決して島ヶ原
地域だけのことではなく、市内の高齢化が著しい地域で、
同じことが心配されていることと思います。

高齢者が、安心して暮らしていけるまちづくりに最も大
切なのは、住民の皆さんの力、つまり地域・家族・人の力
です。もう一度自分と家族、地域とのかかわり方を再確認
し、まずはコミュニケーションづくりから始め、地域のボ
ランティアなどの活動やその運営に積極的に参加していく
ことが大切ではないでしょうか。報道されているような悲
しいできごとを起こさないように、住民一人ひとりがわが
まちの担い手であるという自覚を持ち、今まで以上に地域
と行政が一体となって取り組んでいくことが必要です。